

認定特定非営利活動法人

いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい

# ニュースレター



第30号

発行日 2021年4月22日

電話 & FAX 029-309-7690

電子メール [network-i@ams.odn.ne.jp](mailto:network-i@ams.odn.ne.jp)

ホームページ <http://network-i.jp/>

春らしい温かい日ざしの下、新年度を迎えました。

1年前を振りかえると、入学式や入社式が取り止めになったり、内定していた会社から取り消しの通知があったりと、厳しいスタートを切った子ども達がたくさんいました。今年は縮小しつつも式典等が、多くの学校・企業で行われたというニュースにはホッとした思いです。これも新型コロナウイルスのことが、いろいろ分かってきたためではないかと思えます。今また感染者の増加が心配されますが、皆様と共に健康に注意して、どこへでも気軽に出かけられる日が、1日でも早く来るように願っております。

## 2020年度 事業報告（10月～3月）

- 10月26日 第5回 理事会・運営委員会
  - 11月9日 第6回 理事会・運営委員会
  - 12月2日 第7回 理事会・運営委員会
  - 12月5日 講演会「性的虐待・性暴力に対する心理的援助」森田展彰先生
  - 1月7日 第8回 理事会・運営委員会
  - 1月14日 オレンジサロン交流会
  - 1月27日 児童相談所との連絡協議会（中止）
  - 2月8日 第9回 理事会・運営委員会
  - 3月11日 第10回 理事会・運営委員会
  - 3月22日 認定NPO現地調査（茨城県女性活躍・県民協働課）
- オレンジライン（電話相談）毎週月・水・木（10:00～15:00）
  - オレンジサロン（虐待体験者の居場所）毎週第2・3・4木（水戸・つくば）
  - 児童養護施設・里親から巣立った若者への食糧支援（月1回）

## - 増加する無国籍児 -

4月6日(火)、朝日新聞の一面に「国籍のない子、3年で3.5倍」という見出しの記事が掲載されました。先進国の一員として国際社会でも発言力、存在感を強めたい日本としては、信じられないことです。国籍のない子=実在しているにも拘らず、社会的には存在しない扱いをうけてしまいます。すなわち、子どもの人権にかかわる問題と言えます。

朝日新聞の記事によれば、法務省の統計で、2019年末には0~4歳の乳幼児が213人で、無国籍者総数696人の3割を占め、特に0才児の増加が大きいということです。

無国籍になった理由としては、①外国人労働者や留学生の増加を背景として、親が日本で生まれた子どもの国籍取得に必要な手続きをしてなかった。②外国人の母親のパートナーであった日本人の父親が認知を拒んだり、行方不明となり子の就籍ができなくなった例。③日本人同士の婚姻であっても、夫のDVによって妻が別居、離婚が成立しないうちに、妻が別の男性との間に子が生まれた場合、出生届を出すと法律上の夫の戸籍に子が入ってしまうことから、出生届をしない例等があります。①の場合は子の親がオーバースティであったり、出身国が婚外子を認めない制度である等の事情があることが多いようです。②③は日本人男性のモラル、戸籍制度、民法(特に772条 摘出推定規定)に問題があるように思われます。

1994年、日本は子どもの権利条約を批推しました。子どもの権利条約第7条では、

- (1) 児童は出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつ、その父母によって養育される権利を有する。
- (2) 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、(1)の権利を確保する。

さらに第8条で次のように規定しています。

- (1) 国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関連事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。

(2) 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

日本は締約国としてこれからの条文に反する国内法を改正し、日本で生まれた子が無国籍になったり、いったん国籍を与えられながら国籍を剥奪して無国籍人になってしまうような措置をとってはならないということになります。従って本来、無国籍児が 3.5 倍になるなど、本来はありえないはずで、少なくとも両親が日本国籍を有するにもかかわらず、子が無国籍となるような制度は改正されるべきです。この点に関して最も問題が多いのが民法 722 条といわれ、改正が求められています。

子どもが無国籍（無戸籍）状態におかれた場合の悲惨な事件として「西須鴨子ども置き去り事件」があります。1988 年（昭和 63 年）母親が失踪（9 年前に父も失踪）し、15 才の長男、7 才の長女、3 才の二女、2 才の三女の 4 人が残されていた。この子ども達の存在が発見されたのは、家主から不良のたまり場になっているとの通報があり、警察官がこの家に立入ったためです。その結果、子ども達は 9 ヶ月間置き去りにされ戸籍がなく、長男、長女は就学しておらず、栄養状態も悪かったということです。三女は長男の遊び友達の暴行を受け死亡、秩父市の雑木林に埋められていたことが判明しました。

もしこの子達に戸籍があれば、長男、長女は学校に行けていたはずで、その後母に置き去りにされたとしても、もっと早くこの家庭の介入できる大人がいたのではないのでしょうか。大人が介入していれば、三女は死ぬこともなかったし、4 人共安全に保護されていたのではないのでしょうか。

子どもが戸籍を持つことは、たとえその実父母がいなくなったとしても、1 人の人間として生きていくための様々な権利を受けられます。国は無戸籍、無国籍の子どもを把握したら、1 日も早く就籍させるべきです。親に不法行為があったとしても、子どもに責任はありません。外国人の場合はどうすれば子どもが無国籍にならずに済むのか、子どもも権利という視点から解決策を見出してほしいと思います。

ネットワークあい事務局長 仲根 泰子

## 講演会「子ども達の生と性を育む性教育」開催にあたって

日本全国の児童相談所における虐待相談の対応件数は、年々増加し、2018年度には、159,838件と発表されています。虐待の中でも心理的虐待、身体的虐待、ネグレクトと増加していますが、性的虐待は、それほどの増加はありません。これは性的虐待が少ないのではなく、表面化しにくいためで、性的虐待がすべて表面化した場合、虐待件数は急増するのではないかと思います。

人は一番深く心を傷つけられたことは、心の奥にしまいこんで、人には言いません。DV被害や子ども時代から虐待被害者だったという大人でも言えないのです。その理由の一つは、苦しかった体験を否定されたり、被害者自身に責任があるかのように言われることを恐れるからです。実際にまたそのようなことを言われた経験を持っているとなおさら話せなくなるのは当然です。

もう一つの理由は、加害者から「誰にも言うな」と口止めをされたり、共犯者であるかのように脅されたり、家族をバラバラにするとあたかも子どもに原因があるかのように言われたるすることもあります。

性虐待は、被害者の心を傷つけるだけでなく、被害者の社会生活にも大きな影響を与えます。例えば、人間関係がうまくいかない、自己評価が極端に低くなることなどから、様々な問題に直面しなければならなくなることが考えられます。

この意味で、「性教育」は単に生物学的な話ではなく、対等な人間関係、つまり「人権」を基底にした教育が必要ではないでしょうか。

5月22日(土)の講演会は加納尚美先生をお迎えして、子ども達にとって必要な「性教育」についての考え方を伺います。多くの方々のご参加をお待ちしております。

## 【第 14 回定期総会のご案内】

年度が変わり、会員の皆様にはお忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。

NPO 法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあいの定期総会を下記のとおり開催いたします。ご多用のところ恐縮ですがご出席下さいますようお願い申し上げます。なお正会員の方には出欠のハガキを同封いたしますので、ご記入の上、ご返送下さい。

また、総会后 茨城医療大学の加納尚美先生による講演会を予定しておりますので、是非ご参加下さい。(別紙チラシをご覧ください。)

### 記

- (1) 日程 2021 年 5 月 22 日 (土)
- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 13 : 00 ~ 13 : 30 | 総会  |
| 14 : 00 ~ 16 : 00 | 講演会 |
- (2) 場所 水戸市赤塚町 1-1 福祉ボランティア会館(ミオス) / 大研修室
- (3) 総会
- |    |          |              |
|----|----------|--------------|
| 1. | 2020 年度  | 活動報告及び決算報告   |
| 2. | 2021 年度  | 活動計画及び予算 (案) |
| 3. | 役員改選     |              |
| 4. | 定款変更について |              |
| 5. | その他      |              |

## イオン”幸せの黄色レシートキャンペーン”2020 年贈呈式に参加

毎月 11 日の日のみ。水戸内原イオンモールにおいて、通常の白いレシートではない—黄色いレシート—を発行していることをご存じでしょうか？

そのレシートを 21 団体が登録している BOX へ投入して頂くと、イオン様のご厚意によって、合計額の一部が各団体へ、お買物ギフトカードとして有効活用できるものです。つまり、投入して下さったお客様からの間接的なご寄付となります。

昨年从此こ 1 年間、コロナ感染防止の為、11 日の日に宣伝・お声掛けには全く参加できませんでしたが、全てのボランティア活動している団体にとっては、ありがたいことです。活動への励みにもなります。

今回、4 月 11 日に一団体ずつ代表が寄贈式に臨み、ギフトカードを受け取りました。

## 2021 年度会費納入のお願い

会員の皆様には、日頃から NPO 法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあいの活動にご理解を頂きまして、ありがとうございます。

あいは、会員の皆様の会費と活動に賛同して下さる皆様からの温かい寄付によって活動しております。あいの活動を継続していくために、本年度(2021 年度)会費を納入いただけますようお願いいたします。

《ゆうちょ銀行》 (払込取扱票)

口座番号 00130-3-600272

口座名 いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい



空き時間を提供して  
いただけませんか・・・

“NPO 法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい” の  
事業運営に、ご協力を・・・いただける方がいらっしゃいましたら、  
ぜひ、ご連絡ください。

 029-309-7690

